

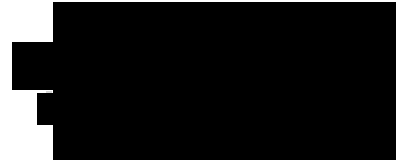
様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和7年12月11日

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿



産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は2020年1月に設立した、をミッションとするスタートアップ企業である。当社が運営する（以下、「本件アプリ」という。）は、ユーザーが所有するパソコンやスマートフォン、ブランド品などの資産（以下、「モノ資産」という。）の管理・活用アプリであり、モノ資産を登録することにより、その価値を短時間で確認でき、必要に応じていつでも資金化することができるサービスである。資金化の方法は「売却」と「リースバック」から選択でき、さらに児童福祉施設の子どもたちへそのままモノ資産を「寄付」することも可能である。

今般、本件アプリのサービスの一つとして、新たに本件アプリに登録しているモノ資産が故障、破損等した際に、これを修理し又は同等の代替品を提供することを約し、ユーザーから保証料を収受するサービス（以下、「本件サービス」という。）の提供を予定している。本件サービスは、「売却」・「リースバック」・「寄付」といったモノ資産の活用の際に、故障や破損による当該モノ資産の価値の下落や滅失により、当該モノ資産の「売却」や「リースバック」ができない事態及び当該モノ資産の査定額が著しく下がる事態を防ぐことを目的としたものである。

また、パソコンやスマートフォンなどの小型電子機器については、その相当部分が廃棄物として排出、処分され、有用な資源が回収されずに廃棄されている現状がある。このような状況に鑑み、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、使用済小型電子機器等の再資源化事業を行うべく、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が定められている。上記の廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の観点からは、小型電子機器が故障、破損等した場合に、修理して再利用することも重要と考えられる。もっとも、個人が小型電子機器の故障、破損等の都度、修理業者に個別に依頼することは一定の手間がかかる。当社は、対象となるモノ資産を手軽に管理・活用し、モノ資産が故障、破損等した際に、これを修理し又は同等の代替品を提供するという一体のサービスを提供することで、モノ資産の価値を金融資産と同様に活用できる社会を実現し、また真のサーキュラー

エコノミーの実現を進めたいと考えている。具体的には、本件アプリでは、ユーザーが所有するモノの資産価値を簡単に査定し、可視化するサービスを提供している。これにより、ユーザーは自分の持ち物の価値を把握し、不要なモノを買わないことにより資源消費を最小化し、不要なものを再利用や売却することで、資源・製品の価値の最大化を図ることができると考えている。また、本件アプリでは、ユーザーが不要と判断したモノを売却や寄付する機能を提供している。これにより、モノが廃棄されることなく、次の利用者の手に渡ることによって、資源の有効活用と廃棄物の削減に貢献し、資源・製品の価値の最大化、廃棄物の発生抑止を図ることができると考えている。さらに、本件アプリの「リースバック」機能では、ユーザーがモノを売却して資金化した後も、そのモノを引き続き使用することが可能である。これにより、製品の長期利用が促進され、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化を図ることができると考えている。

なお、当社は本件アプリの運営にあたり、古物営業法上の許可を受けている。古物営業法は、「古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの」（古物営業法2条2項1号）、及び「古物市場（古物商間の古物の売買又は交換のための市場をいう。以下同じ。）を経営する営業」（同条2号）の営業を行う場合には、公安委員会の許可を受けなければならないと定めている（古物営業法3条）。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

本件サービスの提供は、「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

従来の保証サービスは、家電量販店や通信事業者によって、フィジカルな対面店舗等での契約書の締結によって提供されることが一般的である一方、本件サービスは、下記特徴を有しており、新規性がある。

- ① アプリ操作のみで提供される点
- ② 査定時に、機器の動作状況が記された画面や、動作が正常であることを確認できるよう複数の画面を撮影するなどし、動作確認等を実施することで、使用中のモノ資産を対象とする点
- ③ 本件サービスの提供対象者は、当社が提供する本件アプリに登録した動産の所有者であり、提供対象者を、商品を購入した顧客に限定していない点

【本件サービスに関する需要獲得見込み】

年間顧客数：

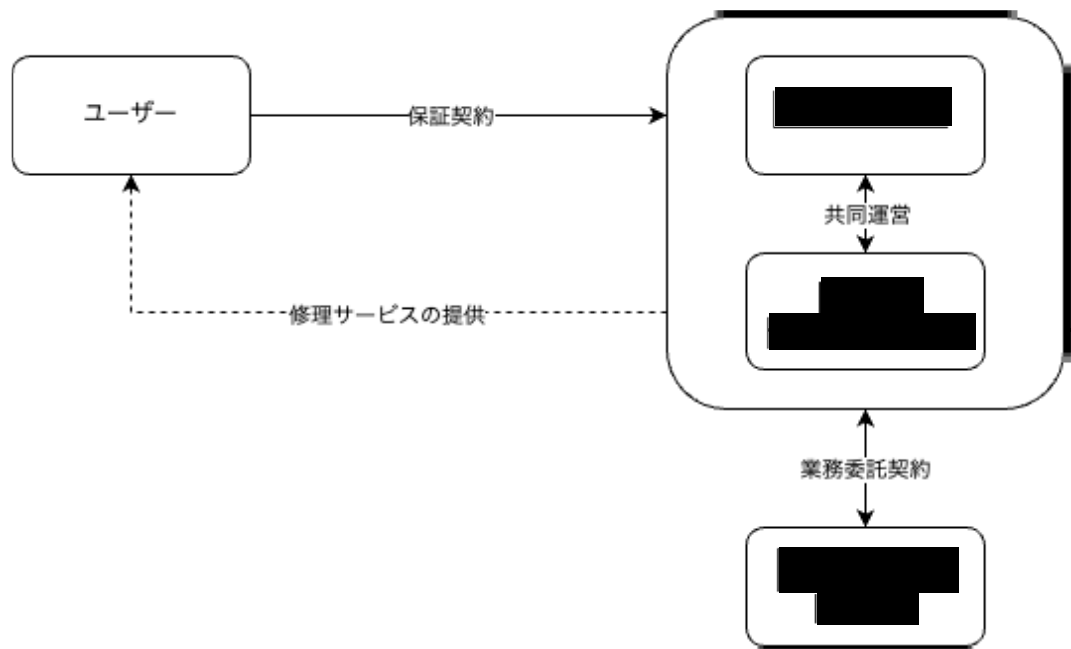
初期費用：

年間収益見込み：

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

（１）事業実施主体

- ・ サービス提供事業者：当社及びX社による共同運営
- ・ サービス利用者：当社顧客（当社が提供する本件アプリに登録されている動産の所有者。法人の利用は想定しておらず、個人の利用に限る。）
- ・ 保証契約に基づく修理サービスの提供者：Y社



(2) 本件事業の概要

- 当社は、ユーザーに対して本件アプリを提供し、ユーザーが自らのモノ資産を把握・管理・活用することをサポートするサービスを展開している（以下、「本件事業」という。）。具体的には、ユーザーが所有するパソコンやスマートフォン、ブランド品などのモノ資産をガイドに沿って撮影して登録することにより査定依頼することができ、自分がどのくらいの資産を持っているのか把握することができる。また、本件アプリはモノ資産の管理帳としても機能しており、今持っているモノは自分にとって本当に必要なのか、あるいは必要ないのかを見極めるツールとしても利用できる。さらに、モノ資産を活用して資金化も可能であり、すばやくいつでも資金化ができるようにアプリで完結する仕組みとなっている。資金化の方法としては、「リースバック」、「売却」の2つの選択肢があり、モノ資産は必要であるが資金化がしたいと判断した場合には、「リースバック」の仕組みを用いて、モノ資産を引き続き利用しつつ資金化をすることができ、モノ資産を不要と判断した場合には、アプリ上で「売却」を行うこともできる。さらに児童福祉施設の子どもたちへそのままモノ資産を「寄付」することも可能である。ユーザーにとっては、資金化又は寄付が本件アプリの機能として重要であり、実際に半数を超えるユーザーが資金化を利用又は利用を検討している。なお、モノ資産の登録に関し、数量の制限は現時点では設けていないが、登録時に故障している資産や市場価格が確認できない資産は登録できない。
- このように、本件アプリはモノ資産管理帳により自己の保有するモノ資産を可視化しつつ、ユーザーはすばやくいつでも「リースバック」又は「売却」により資金化できる点に本件事業の利用意義があるところ、モノ資産を登録してから「リースバック」又は「売却」までの間にモノ資産が故障してしまうことが度々発生しており、この場合には「リースバック」又は「売却」ができない、ないしはできたとしても査定額が著しく下がるという問題があり、モノ資産の資金化の観点からの障害となっている現状がある。そこで今般、当社はユーザーに対し、本件アプリ上で登録されているモノ資産が故障、破損等した際に、これを修理し又は同等の代替品を提供することを約し、ユーザーから保証料を収受する本件サービスを行うことを検討している。本件サービスの詳細は以下のとおりである。

＜本件サービスの内容＞

- ① 本件サービスの対象は、本件アプリに登録できるモノ資産のうち、スマートフォン、タブレット、スマートウォッチ、パソコン、ゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令1条各号に定める28品目に該当するものとする。
- ② 通常の使用に支障のない破損、盗難・紛失、顧客の不適切な使用又は不適切な維持及び管理に起因する故障等については保証対象事由から除外する。
- ③ 1事故あたり最大10万円相当を上限とする。
- ④ 修理又は同等の代替品を提供する場合には、当社の負担で調達を行う。なお、修理又は同等の代替品を提供する回数は無制限ではなく、一定期間の間に一定の回数までという制限をかける。

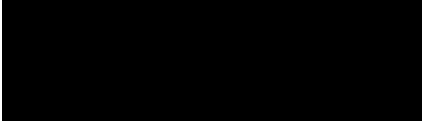
＜本件サービスの流れ＞

- ① ユーザーがモノ資産を本件アプリに登録する。ユーザーが希望する場合には、本件サービスを申し込むことができる。
- ② 本件サービスは、当社とX社が共同で運営する。当社は、主に顧客との契約締結手続きや問い合わせ対応を担当し、X社は主に修理の手配を担当し、当社とX社が連帯して修理保証債務を負う。
- ③ 当社が対象ユーザーの情報と登録されたモノ資産の情報の確認・審査を実施し、審査をクリアした対象ユーザーから、本件サービスの利用に関する保証料を受領する。
- ④ 当社からX社に対し、月次で新たに本件サービスの利用を申し込んだ対象ユーザー及び対象物件のデータを共有する。
- ⑤ 当社及びX社はモノ資産の修理をY社に委託する。
- ⑥ 対象ユーザーより、本件アプリ経由で対象物件の損傷若しくは故障が申請される。
- ⑦ 当社及びX社は申請情報を確認後、Y社に申請情報を共有する。
- ⑧ 当社及びX社から、ユーザーに対し修理方法を案内する。
- ⑨ 当社及びX社から対象ユーザーに対し、実際の修理サービスを提供する。

(3) 本件事業の実施場所

当社は東京都内において事業を行うが、本件サービスは、本件アプリを通じた保証サービスの提供を主な業務としているため、日本国内全体の顧客を対象として展開していく予定である。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期



5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

保険業法

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）を

いう。

一 他の法律に特別の規定のあるもの

二 次に掲げるもの

イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの

ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）その他の事業者（政令で定める者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であった者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。以下この号において同じ。）を相手方として行うもの

ハ 一の労働組合がその組合員（組合員であった者を含む。）又はその親族を相手方として行うもの

ニ 会社が同一の会社の集団（一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。）に属する他の会社を相手方として行うもの

ホ 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの

ヘ 一の地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）がその構成員を相手方として行うもの

ト イからへまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの（政令で定めるものを除く。）

（略）

第三条 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

（略）

第三百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の免許を受けないで保険業を行った者

（略）

少額短期保険業者向けの監督指針

V . 無登録等業者に係る対応

(1)無登録で保険業を行っている者等の実態把握等

（略）なお、当該事業の全部又は一部が保険業に該当するか否かは、法第2条第1項によって判断するが、その際以下の項目に留意する。

（略）

（注2）予め事故発生に関わらず金銭を徴収して事故発生時に役務的なサービスを提供する形態については、当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して保険業に該当するかどうかを判断する。なお、物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障時に修理等のサービスを行う場合は、保険業に該当しない。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

(1) 確認事項

保険業に該当しないことの確認

上記 1 ～ 3 記載の事業内容を前提とした場合、本件事業が保険業法 2 条 1 項に定義される「保険業」に該当しないことを確認したい。

(2) 当社の見解

平成 28 年 1 月 18 日付「金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）」及び令和 5 年 11 月 30 日付金融庁「保険業該当性に関する Q&A」（以下、「保険業該当性に関する Q&A」という。）を前提に、以下の諸事情を勘案すれば、当社及び X 社が提供する本件サービスは保険業に該当しないと考える。

- ① 本件サービスに係る約定の内容は、役務の提供又はユーザーのモノ資産と同等の代替品の提供を約するものであり、金銭的な損失填補を約するものではないこと。
- ② (i) 本件サービスの一部は提携する事業者にて委託されるが、当該事業者は、当社及び X 社の監督下に置かれ、当社及び X 社に対して定期的な報告義務を負い、サービス提供に係る最終的な責任は当社及び X 社が負うことになるため、専ら外部委託により他者に行わせるものではないこと、(ii) ユーザーのモノ資産の正常な作動は、当社が提供する本件アプリのサービス、特に「リースバック」又は「売却」してすばやくいつでも資金化するサービスの利用にあたって非常に重要であり、モノ資産が正常に動作しない場合には、資産価値がないとして「リースバック」又は「売却」をすることができず、モノ資産として登録しておく意味がないとしてユーザーがモノ資産の登録を削除し、最終的に本件アプリを解約することになるため、保証対象機器に故障・破損が発生した場合に修理等を実施し、顧客が「リースバック」又は「売却」してすばやくいつでも資金化するサービスを利用できる状況へ迅速に復帰させることは、本件アプリのサービスを提供する上で合理性を有すること、(iii) 本件サービスの提供先となる顧客は当社の本件アプリのサービスのユーザーに、対象機器は当社が提供する本件アプリに登録されたユーザーのモノ資産にそれぞれ限定されており、保証対象事由から、通常の使用に支障のない破損、盗難・紛失、顧客の不適切な使用又は不適切な維持及び管理に起因する故障等が除かれていること等からすると、当社の行う本件アプリのサービスの提供に密接に関連し付随する取引といえること。

この点に関連して、保険業該当性に関する Q&A では以下のとおり記載されている（問 18、15 頁）。

「当該サービスの提供主体・方法」は、

- ・ 当該サービスの提供主体が第三者か否か
- ・ 当該サービスとサービス提供者の本業に関連性があり、本業の一環として行うものであるか
- ・ 当該サービスの提供先が限定されているか

等といった点から保険業該当性を検討するものです。

このうち、「当該サービスとサービス提供者の本業に関連性があり、本業の一環として行うものであるか」は、

- ・ サービス提供者の本業と当該サービスが密接に関連しているか
- ・ 本業に付随するか（当該サービスが主たる業務となっていないか）

といった点が問題となります。これは、修理等の役務的なサービスの前提として、本業において法令上の点検義務や調査義務を負っているか、機器の修理等の役務的なサービスが本業の提供を適切に行うために必要不可欠か（なお、機器の主たる用途において本業の提供が不可欠であること）等といえるかというものです。

「当該サービスの提供先が限定されているか」との点については、当該サービスの提供

先が拡大すれば、上記の「本業の一環として行うものであるか」（本業に付随するか）にも影響することとなります。

「当該サービスとサービス提供者の本業に関連性があり、本業の一環として行うものであるか」の点に関しては、前述のとおりサービス提供者の本業（本件アプリ）と当該サービス（本件サービス）が密接に関連していることに加え、本件サービスはあくまで保証対象機器に故障・破損が発生した場合に修理等を実施し、顧客が「リースバック」又は「売却」してすばやくいつでも資金化するサービスを利用できる状況へ迅速に復帰させることを目的としたものであり、本業（本件サービスの提供）に付随するものであって、保証対象機器に修理等を実施することが主たる業務となるものではない。

また、前述のとおり、モノ資産が正常に動作しない場合には、資産価値がないとして「リースバック」又は「売却」をすることができず、モノ資産として登録しておく意味がないとしてユーザーがモノ資産の登録から削除し、最終的に本件アプリを解約することになるため、本件サービス（機器の修理等の役務的なサービス）が本業の提供（本件アプリ）を適切に行うために補完的に必要となる不可欠なサービスと言える。

さらに、「当該サービスの提供先が限定されているか」の点についても、本件サービスの対象は本件アプリに登録済みのモノ資産に限定されている。

また、別の整理として、本件サービスの保証対象機器は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が定める特定の機器であり、合理的な範囲に限定されている。

また、保証対象機器を限定するために参照している同法の目的や趣旨は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることにあるところ、本件サービスは、対象となるモノ資産が故障、破損等した際に、これを修理し又は同等の代替品を提供することにより、資源の有効活用と廃棄物の削減に貢献し、資源・製品の価値の最大化、廃棄物の発生抑止を図るものであるから、同法の目的・趣旨に適うものである。加えて、本件サービスは前記 1. に記載した本件アプリ（当社の本業）の目的を達成するためのサービスの一つである。以上からすれば、サービス提供者の本業（本件アプリ）と当該サービス（本件サービス）が密接に関連しているといえる。

なお、当社は古物営業法に基づく許可を受けて、本業（本件アプリ）を行っているところ、本件サービスの保証対象機器は、「古物」（古物営業法 2 条 1 項）に該当するもののうち、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律及び施行令の定める特定の機器に限定されている。よって、前述のような整理を採用しても、本件サービスの主体・対象が無限定に広がるものではないと考えられる。

- ③ 家電商品等に係る修理サービスは、家電商品等の製造・販売に付随するサービス提供システムとして認知されており、本件サービスにおける修理サービスは、かかるサービス提供システムに類似するものであること。

この点に関連して、保険業該当性に関する Q&A では以下のとおり記載されている（問 19、15 頁）。

「従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か」については、保険会社や少額短期保険業者の商品と実質的に同一といえるサービスであるか否かを検討することとなります。

保険会社や少額短期保険業者は、契約者保護の観点から、免許制や登録制を前提として当局から監督を受けて保険商品を販売しています。本考慮要素は、契約者保護の観点から、保険会社や少額短期保険業者以外のサービス提供者が保険商品と実質的に同一のサービスを提供することを排除するものです。

本件サービスについては、保険会社や少額短期保険業者が実質的に同一のサービスを提供しているものではないと認識している。

- ④ 本件サービスは、役務の提供又は代替品の提供を約するものであること、1 事故あたり最大 10 万円相当を上限としており高額な役務提供を予定していないこと等からすると、責

任準備金の積立や保険計理人の関与等の財務規制を及ぼす必要性は低く、その他、保険業法の規制を及ぼすべき特段の事情も見当たらないこと。

この点に関連して、保険業該当性に関する Q&A では以下のとおり記載されている（問 20、16 頁）。

保険の意義は、偶然の事故による損害リスクを多数引き受けて当該リスクを平準化することにより、損害のてん補を確実に行うことで、契約者のリスク移転を実現することにあります。

法の各規制は、上記の点を踏まえて、保険業を行う者に対して、保険の引受業務に専念させ（他業禁止）、財務の健全性や募集規制等を課し、「保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図」ることを目的としています（法第 1 条）。

高額な修理等の役務的なサービスを提供する場合には確実に損害のてん補がなされるよう他業禁止や財務の健全性を維持する必要があると考えられます。また、販売代理店を通じて勧誘行為を行う等、多数のリスクを引き受ける場合には、確実な損害のてん補の観点に加え、適切な勧誘がなされるよう募集規制を課す必要があると考えられます。

したがって、サービス提供者のサービスが上記のようなものである場合には、法の規制の趣旨に照らせば、保険業に該当するものと考えられ、法の規制の趣旨に服すべきものと考えられます。

本件サービスについては、高額な修理等の役務的なサービスを提供するものではないため他業禁止や財務の健全性に関する規制を課す必要はなく、販売代理店を通じて勧誘行為を行う等、多数のリスクを引き受けるものでもないため、募集規制を課す必要もない。

また、当社及び X 社が修理保証サービスを当社と共同で提供し、連帯債務を負う点についても、以下のとおり保険業に該当しないと考える。

民事法上保険とは異なる取引類型について事業を行ったとしても保険業に該当しないことは金融庁の公表するノーアクションレター回答からも明らかである（民法上の保証に関するものとして平成 26 年 5 月 14 日回答、平成 24 年 7 月 6 日回答）。

この点に関しては、保険業該当性に関する Q&A でも以下のとおり記載されている（問 8、8 頁）。

他の法令等により、保険とは異なる取引類型であると整理されている取引（デリバティブや保証等）については保険業に該当しないと考えられます。

本件サービスについては、X 社が、当社とともに、顧客に対して本件サービスに係る履行債務を連帯して負担する、すなわち、当該債務を連帯債務（民法 436 条）として負うものであり、民事法上保険とは異なる取引類型である。よって、当社及び X 社の関係の点を含めて、本件サービスは保険業に該当するものではない。

なお、当社と X 社との間で内部負担割合をいかに定めたとしても、民法上、債務者間の内部的な負担割合は債務者間の合意によって自由に定めることができ、民法上の連帯債務を負うことには変わりはない。

また、顧客保護の観点からしても、対顧客との関係では当社及び X 社のいずれも責任を免れるものではなく、顧客保護に欠けるものではないと考えられる。

7. その他

なし。